

建設業の大企業ヒアリングの実施

平成 28 年 5 月

1. 対象社数 : 20 社

4 月 21 日以降 5 月 23 日時点で、19 社について実施済み

2. 実施概要

項目	状況、好事例(★)	課題事例[→対応・改善]
政労使合意の認識	★政労使合意の趣旨を踏まえ、社内のマニュアルに反映した	業界団体等へ加盟しておらず、政労使合意を知らなかった [→合意内容を社内及び下請企業へ周知した。]
価格見直し・賃上げ	多くの企業で価格や単価を見直し。特に労務費は上昇傾向。 ★3年前と比較して5割と大幅に上昇。 ★公共工事設計労務単価の都道府県別上昇率を勘案し、取引価格を査定。 ★協力会社との定期的な会合で随時単価等を協議している。	設計労務単価の見直し等の処遇改善の取組を知らなかった。価格の見直しは行わなかった。 [→処遇改善の取組状況を説明し、社内に周知が図られることとなった]
下請取引契約	受注・一品生産という建設業の特徴から、工事受注の都度、協議の上で個別に契約を実施している。(原価低減要請はみられない) 契約書の書面化は比較的徹底されている。 ★契約における規範等のマニュアルを整備している。	—
下請次数	次数制限は行っていないが、平均的に2次請程度に留めるようにしている。短工期や工事集中期は次数が増えざるを得ない場合がある。 ★2次請までにするようガイドラインを作成している。 ★分離発注の徹底により次数増加を抑制している。	—

社会保険未加入対策	<p>法定福利費の下請企業への支払いや内訳明示の見積書の活用は徹底されつつある。</p> <p>★下請企業の技能労働者の加入の有無を問わず、工事に必要な人員数に対応した法定福利費を下請企業に支払っている。</p>	<p>社会保険未加入対策を知らなかった。</p> <p>法定福利費の内訳明示が行われていない。</p> <p>〔→下請企業の社会保険加入状況調査を実施した。〕</p> <p>〔→下請企業との契約における法定福利費の内訳明示を秋から試行することを決定した。〕</p> <p>自社が一次下請けとなる場合に法定福利費を内訳明示していなかった。</p> <p>〔→今後内訳明示する方針を確認した。〕</p>
支払条件	<p>労務費は現金、資材は手形による支払いが中心。担い手確保の観点から現金払いを充実させる傾向にある。</p> <p>★労務費、資材共に現金払い</p> <p>★前払いの充実</p> <p>★出来高に応じ、月2回現金払い</p>	<p>—</p>
コンプライアンス	<p>法令を順守し、建設業法遵守ガイドライン等について徹底している。</p> <p>相談窓口や通報受付を設置している。</p> <p>匿名の通報、外部からの相談も可能である。</p>	<p>建設業法遵守ガイドラインを知らなかった。</p> <p>〔→ガイドライン等を社内及び下請企業への周知を図った。〕</p>
担い手確保、生産性向上	<p>★年間・月間の建築棟数を決め、業務量の平準化を推進している。</p> <p>★下請企業が新規に技能労働者を雇用した場合に補助金を支給している。</p> <p>★下請企業と一体となった工程管理システムを運営している。</p>	<p>—</p>

以上